

年金分野における
マイナンバーの取扱等に関するQ & A

厚生労働省年金局

令和5年4月5日時点版

目次

1. 市区町村国民年金担当の職員の方向け	6
① 届出者が番号確認書類を持参していない場合には、本人からのマイナンバーの提供が困難であるとして、基礎年金番号による届出を受け付けることは可能ですか？	6
② 市区町村では、日本年金機構においてマイナンバーが未収録かどうか個々には確認できないため、住所変更等の報告の要否が判断できません。日本年金機構に対し収録状況を確認することが必要なのでしょうか？	6
③ 平成 29 年 11 月 8 日付けの「情報連携の本格運用開始に関する Q & A」に、「本人からの申請等による事務で、各制度の個別法令においてマイナンバーを記載・提出することとされているものについて、…原則として本人からマイナンバーの提供を受けるべき。」とありますが、市区町村の職員がマイナンバーを補記することはできないのでしょうか？	7
④ 市区町村の職員がマイナンバーを補記する場合の法令上の根拠は何でしょうか？	8
⑤ 日本年金機構への報告は原則マイナンバーにより行うとのことですが、本人がマイナンバーでの届出を拒否し、基礎年金番号で受け付けた場合も同様なのでしょうか？	8
⑥ 日本年金機構への報告は原則マイナンバーにより行うとのことだが、マイナンバーにより報告を行えるとする法令上の根拠は何でしょうか？	8
⑦ 「ねんきん加入者ダイヤル」など、市区町村から日本年金機構に対して電話照会を行う際に、マイナンバーにより照会することは可能なのでしょうか？	9
⑧ 国民健康保険の被保険者資格の喪失情報など、市区町村が国民年金以外の業務においてマイナンバーによる情報連携で取得した情報を、国民年金の業務で用いることは可能なのでしょうか？	9
⑨ 機構からの納付書未送達者一覧表の送付及び転出先等の調査は引き続き実施するのでしょうか？	9
⑩ DV・虐待等被害者についても、日本年金機構においてマイナンバーが収録されていれば、J-LIS から取得する情報に基づいて、住所変更等の処理がされてしまうのでしょうか？	10
⑪ DV・虐待等被害者で、市区町村にて自動応答不可フラグや不開示該当フラグを設定している者については、情報連携が行えず、添付書類が省略できないことが想定されますが、その場合は受付時に必要な書類の添付を求めなければならないのでしょうか？	10

⑫ 受給権者の氏名変更届について、届出不要とのことだが、新氏名での証書は自動的に対象者へ送付されるのでしょうか？	10
⑬ 市区町村における国民年金関係の業務において、他の行政機関等に対して、マイナンバーによる情報照会を行うことはあるのでしょうか？	11
⑭ 共済組合等から支給されている年金についても氏名変更届は不要となるのでしょうか。	11
2. 社会保険労務士の方向け	12
A. 住所変更届関係	12
2.A① 日本年金機構から地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) への異動情報の照会は、どのようなタイミングで、どの程度の頻度、行われるのですか？	12
2.A② 届書にマイナンバーが記載されていない場合、基礎年金番号や4情報 (氏名、性別、住所、生年月日) に基づき、基礎年金番号とマイナンバーが紐付けられるものと理解しています。届書に記載された住所情報にマンション名等の記載がなかった場合、(日本年金機構が J-LIS に照会することとなる) 住民票上の住所情報と、日本年金機構に提出された届書に記載された住所情報が異なることとなります。このような場合、情報が異なることとなるため、基礎年金番号とマイナンバーの紐付けはなされないのでしょうか？	12
2.A③ 住所変更届の省略は、資格取得時に個人番号を届出た被保険者のみに適用されるのでしょうか？基礎年金番号のみで届出たものについては、適用されないのでしょうか？	13
2.A④ 居所の登録について、届出は電子申請可能でしょうか。また、居所登録を取り消す方法はどのようなものなのでしょうか？	13
2.A⑤ 住所変更届の省略が開始された平成 30 年 3 月 5 日より前に居所登録をされていた人は、何も手続きをしなくて良いのでしょうか？手続きを行わなかった場合、住所情報はどうなるのでしょうか？	13
2.A⑥ 海外赴任者が帰国し、新しくマイナンバーが付番された場合、住所登録の取扱いはどうなるのでしょうか？	14
B. 氏名変更届関係	14
2.B① 日本年金機構から地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) への異動情報の照会は、どのようなタイミングで、どの程度の頻度、行われるのですか？	14
2.B② 日本年金機構において、基礎年金番号とマイナンバーの紐付けがされている者については、氏名変更届、住所変更届は不要となりますが、このような者が健康保険について、協会けんぽに加入している場合、新しい氏名の保険証が新しい住所に自動的に送られてくるのでしょうか？	14
2.B③ 上記②のような場合に、被扶養者も同時に氏名変更があった際には、新しい氏名の保険証が、新しい住所に送られてくるのでしょうか。	15

2. B④ 氏名変更届の省略は、資格取得時に個人番号を届出た被保険者のみに適用されるのでしょうか？基礎年金番号のみで届出たものについては、適用されないのでしょうか？	15
C. 被扶養異動届関係	15
2. C① 配偶者以外の被扶養者（出生児等含む）の個人番号を空白で届出ることは可能でしょうか？また、第3号被保険者に該当しない配偶者の場合、個人番号ではなく、基礎年金番号を記入してもよいのでしょうか？	15
D. 個人番号変更届関係	16
2. D① 被保険者本人が提出する「個人番号変更届」とは、どのようなもので、どこからダウンロードできるのでしょうか？	16
2. D② 海外赴任者が帰国し、新しく個人番号が付番された場合、個人番号変更届により、基礎年金番号と個人番号の紐付けができるのでしょうか？	16
2. D③ 「個人番号変更届」を活用して、まず取得手続き等を行い、健康保険証を交付することを優先し、後日、個人番号を届出るといった取扱いは取れないのでしょうか？（特に配偶者以外の被扶養者について）	16
2. D④ 「個人番号変更届」には、連記で、複数名を一回で登録する書式はありますか？「個人番号変更届」は電子申請可能ですか？	17
E. その他	17
2. E① CSV方式で複数名の資格取得届を提出した場合、その中の1人が、もし個人番号不備等で要確認となった際には、他の全員分の取得手続きが止まってしまうのでしょうか？	17
2. E② 第3号被保険者の本人確認について、事業主が厚生年金被保険者に委託しているか否かは、どのようにして判断されるのでしょうか？「配偶者に委任します」欄のチェックが入っていないことを見て、判断するのでしょうか？	17
2. E④ 被保険者や、第3号被保険者である配偶者は、個人番号記載により、氏名変更届等が省略となるのに対して、それ以外の配偶者や、子や親、障害者である被扶養者については、マイナンバーを記載していても、氏名変更届等が省略とならないのは何故でしょうか？	18
2. E⑤ 協会けんぽでは、個人番号による連携（住所変更や氏名変更情報の更新）がなされていないのでしょうか？	18
2. E⑥ 個人番号は記載必須事項でしょうか？	19
2. E⑦ 個人番号を記載することによって、省略できる事項、省略できる書類はなんなのでしょうか？	19

- ※本 Q&A は、構成上、「市区町村の国民年金担当の職員の方向け」、「社会保険労務士の方向け」と章立てしており、内容が重複する質問や回答があります。
- ※「社会保険労務士の方向け」と整理されている質問であっても、市区町村の国民年金担当の職員の方に業務の参考となる内容がありますので、ご確認をお願いします。

1. 市区町村国民年金担当の職員の方向け

- ① 届出者が番号確認書類を持参していない場合には、本人からのマイナンバーの提供が困難であるとして、基礎年金番号による届出を受け付けることは可能ですか？

(答) 年金に関する各種手続きについては、原則マイナンバーにより届書等を受理することとなりますが、マイナンバーを保有していない者等のマイナンバーの提供が困難な者については、引き続き基礎年金番号を用いることができることとしています。

本人確認のための書類を持参していないことが直ちにマイナンバーの提供が困難な場合に該当するものではなく、該当するか否かは個別の状況により異なりますので、各市区町村において御判断の上、特定個人情報の取扱い等に関するルールに則り、適切に御対応いただくようお願いいたします。

[\(目次に戻る\)](#)

- ② 市区町村では、日本年金機構においてマイナンバーが未収録かどうか個々には確認できないため、住所変更等の報告の要否が判断できません。日本年金機構に対し収録状況を確認することが必要なのでしょうか？

(答) 日本年金機構へのマイナンバーの収録状況の確認は、原則不要です。ただし、以下の場合、住所変更届等の報告をしていただくようお願いいたします。

- ・ マイナンバーを保有していない者の場合（短期在留外国人、海外居住者等）
- ・ 居所未登録者の住所判明時等、マイナンバーの指定が行われた場合

また、被保険者記録の確認等の目的で年金事務所等へ電話照会を行った際に、マイナンバーの未収録者であることが判明した場合も住所変更届等の報告をお願いします。

なお、日本年金機構においてマイナンバーが未収録の者について、住所変更等の報告が行なわれなかった場合は、未収録者の住所等の記録が変更されません。したがって、日本年金機構では、第1号被保険者の未収録者について、定期的に市区町村宛てに対象者をお知らせし（年1回提供予定）、その時点で市区町村の保有する情報との確認を行

い、住所変更等の報告の必要が判明した場合は、市区町村に国民年金関係報告書の提出をお願いしています。

(参考)

- ・ 第2号被保険者の未収録者については、事業主に未収録者一覧を送付。
- ・ 第3号被保険者の未収録者については、ご本人に情報提供。

[\(目次に戻る\)](#)

③ 平成29年11月8日付けの「情報連携の本格運用開始に関するQ&A」に、「本人からの申請等による事務で、各制度の個別法令においてマイナンバーを記載・提出することとされているものについて、…原則として本人からマイナンバーの提供を受けるべき。」とありますが、市区町村の職員がマイナンバーを補記することはできないのでしょうか？

(答) 御指摘の内閣官房・総務省作成の「Q&A」の回答は、法令上マイナンバーの記載が義務づけられている申請等について情報連携を行う場合の取扱いを示したものと思われます。

国民年金事務の場合は原則マイナンバーとしていること、また、国民年金事務において、市区町村が情報提供ネットワークシステムを通じた情報の照会を行うことは厚生労働省としては想定していないことから、内閣官房・総務省作成の「Q&A」で整理されている上記の取扱いが、そのまま当てはまるものではありません。しかしながら、市区町村の職員によるマイナンバーの補記については、番号利用法の趣旨を踏まえた上で、各市区町村にて適切に御対応いただきますようお願いいたします。

[\(目次に戻る\)](#)

④ 市区町村の職員がマイナンバーを補記する場合の法令上の根拠は何でしょうか？

(答) 市区町村の職員が、住民基本台帳から当該市区町村の住民のマイナンバーを取得する場合は、住民基本台帳法第1条に基づき行うこととなります。

職員による補記については、上記⑤の回答も踏まえ、各市区町村における特定個人情報の取扱い等に関するルールに則り、適切にご対応いただきますようお願いします。

[\(目次に戻る\)](#)

⑤ 日本年金機構への報告は原則マイナンバーにより行うとのことですが、本人がマイナンバーでの届出を拒否し、基礎年金番号で受け付けた場合も同様なのでしょうか？

(答) 本人がマイナンバーでの届出を拒否し、基礎年金番号で受け付けた場合でも、市区町村から日本年金機構への報告は原則としてマイナンバーで行うようお願いいたします。

ただし、当該届書等を送付することによって報告いただく場合には、マイナンバーを補記せず、基礎年金番号で報告いただいても構いません。

なお、本人がマイナンバーでの届出を拒否していることを、日本年金機構に報告いただく必要はありません。

[\(目次に戻る\)](#)

⑥ 日本年金機構への報告は原則マイナンバーにより行うとのことだが、マイナンバーにより報告を行えるとする法令上の根拠は何でしょうか？

(答) 法定受託事務や協力連携事務における市区町村の立場は、番号利用法第9条第1項における「法令の規定により事務の全部又は一部を行うこととされている者」又は「事務の全部又は一部の委託を受けた者」に該当し、番号利用法における個人番号利用事務実施者と解されることから、厚生労働大臣（日本年金機構）との間で特定個人情報を共有することは、番号利用法においても前提とされているものと考えられます。

[\(目次に戻る\)](#)

⑦ 「ねんきん加入者ダイヤル」など、市区町村から日本年金機構に対して電話照会を行う際に、マイナンバーにより照会することは可能なのでしょうか？

(答) 「ねんきん加入者ダイヤル」など、市区町村から日本年金機構への電話照会については、情報セキュリティの観点からマイナンバーによる照会はできないこととしています。従来どおり基礎年金番号により照会いただくようお願いします。

[\(目次に戻る\)](#)

⑧ 国民健康保険の被保険者資格の喪失情報など、市区町村が国民年金以外の業務においてマイナンバーによる情報連携で取得した情報を、国民年金の業務で用いることは可能なのでしょうか？

(答) 国民健康保険業務において情報連携で取得した情報について、国民年金業務においても当該取得した情報を用いて国民年金第1号被保険者の資格取得処理を行えることとするかどうかの判断は、市区町村内での情報の移転(国民健康保険業務から年金業務への移転)にあたることから、各市区町村でご判断いただくことと考えております。
なお、庁内連携を行う場合は、条例を定め、特定個人情報保護評価を行う等の手続きが必要となります。

[\(目次に戻る\)](#)

⑨ 機構からの納付書未送達者一覧表の送付及び転出先等の調査は引き続き実施するのでしょうか？

(答) 住所変更の届出省略実施後も、従来どおり納付書未送達者一覧表を送付しますので、転出先等の調査については、引き続きご協力をお願いします。

[\(目次に戻る\)](#)

⑩ DV・虐待等被害者についても、日本年金機構においてマイナンバーが収録されていれば、J-LIS から取得する情報に基づいて、住所変更等の処理がされてしまうのでしょうか？

(答) DV・虐待等被害者であっても、氏名変更・死亡については、J-LIS から取得する情報に基づき日本年金機構において変更の処理を行います。

ただし、住所変更は秘密保持の観点から、DV・虐待等被害により基礎年金番号を変更した者については、J-LIS から取得する情報に基づく処理は行わず、住所変更届の提出を引き続き求めることとします。

[\(目次に戻る\)](#)

⑪ DV・虐待等被害者で、市区町村にて自動応答不可フラグや不開示該当フラグを設定している者については、情報連携が行えず、添付書類が省略できないことが想定されますが、その場合は受付時に必要な書類の添付を求めなければならないのでしょうか？

(答) 市区町村窓口において、届出者が DV・虐待等被害者であるため他機関への情報連携を行わない者であることを把握できる場合には、届書等の受付時に、必要な(=情報連携できないために省略されない)添付書類の提出を求めていただくようお願いします。

ただし、国民年金保険料免除・納付猶予の申請、学生納付特例の申請を市区町村で受付する場合は、市区町村において世帯状況の確認及び「市町村確認書」に所得の証明を行うとともに、省略されない書類を添付した上で日本年金機構に申請書を送付してください。

[\(目次に戻る\)](#)

⑫ 受給権者の氏名変更届について、届出不要とのことだが、新氏名での証書は自動的に対象者へ送付されるのでしょうか？

(答) 年金証書については、証書の再交付を促すため、住基ネット情報により氏名変更処理を行った者に対して、機構より旧証書の返納及び新証書の交付に関する勸奨状を送付します。

[\(目次に戻る\)](#)

⑬ 市区町村における国民年金関係の業務において、他の行政機関等に対して、マイナンバーによる情報照会を行うことはあるのでしょうか？

(答) 国民年金関係業務において、市区町村（国民年金担当）が他の市区町村や行政機関に対して、情報提供ネットワークシステムを通じた情報の照会を行うことについては、厚生労働省としては想定しておりません。

ただし、各市区町村の判断で行うことを妨げるものではありません。

[（目次に戻る）](#)

⑭ 共済組合等から支給されている年金についても氏名変更届は不要となるのでしょうか。

(答) 共済組合等の情報は自動で更新されません。共済組合等から支給されている年金については、別途、共済組合等へ手続きが必要ですので年金を支給している共済組合等へお問い合わせいただくようご案内ください。

[（目次に戻る）](#)

2. 社会保険労務士の方向け

A. 住所変更届関係

2.A① 日本年金機構から地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への異動情報の照会は、どのようなタイミングで、どの程度の頻度、行われるのですか？

（答） 住所変更、氏名変更の届出省略にかかる地方公共団体情報システム機構（J-LIS）からの異動情報の取得は、月に1回実施することとしています。概ね、毎月上旬に機構から J-LIS に照会を行い、前月の照会時点から当月の照会時点までの間に更新された異動情報を取得することとしています。日本年金機構の社会保険オンラインシステム上の記録の更新については、取得した異動情報に基づき、毎月中旬から下旬にかけて処理を実施することとしています。

[（目次に戻る）](#)

2.A② 届書にマイナンバーが記載されていない場合、基礎年金番号や4情報（氏名、性別、住所、生年月日）に基づき、基礎年金番号とマイナンバーが紐付けられるものと理解しています。届書に記載された住所情報にマンション名等の記載がなかった場合、（日本年金機構が J-LIS に照会することとなる）住民票上の住所情報と、日本年金機構に提出された届書に記載された住所情報が異なることとなります。このような場合、情報が異なることとなるため、基礎年金番号とマイナンバーの紐付けはなされないのでしょうか？

（答） 届書に記載された住所情報のうち、部屋番号が一致していた場合は、マンション名等の記載がなくても、誤りとは判定せず、基礎年金番号とマイナンバーの紐付けを行っています。

[（目次に戻る）](#)

2.A③ 住所変更届の省略は、資格取得時に個人番号を届出た被保険者のみに適用されるのでしょうか？基礎年金番号のみで届出たものについては、適用されないのでしょうか？

(答) 基礎年金番号とマイナンバーが紐付いている被保険者について、住所や氏名の変更届の省略が可能となります。したがって、必ずしも、資格取得時にマイナンバーを届出た被保険者のみに対して適用されるものではありません。

[\(目次に戻る\)](#)

2.A④ 居所の登録について、届出は電子申請可能でしょうか。また、居所登録を取り消す方法はどのようなものでしょうか？

(答) 居所の登録のための届出は、住所変更届の様式を用いて紙媒体にて行っていただくこととしています。電子申請対応をする予定はありません。

一旦、居所登録をされた方が、再び住民票上の住所に登録を変更される場合は、住所変更届の様式を用いて届出いただく必要があります。

[\(目次に戻る\)](#)

2.A⑤ 住所変更届の省略が開始された平成 30 年 3 月 5 日より前に居所登録をされていた人は、何も手続きをしなくて良いのでしょうか？手続きを行わなかった場合、住所情報はどうなるのでしょうか？

(答) 平成 30 年 3 月 5 日より前に居所登録をされていた方については、改めて、住所変更届の様式を用いて紙媒体で、居所登録をしていただくようお願いしておりましたが、居所登録をされていない場合は、今後、住民票上の住所に異動が発生すると(現住所 A 市、居所住所 B 市、新住所 C 市の場合)、日本年金機構にて保有している住所情報は、日本年金機構が J-LIS に情報照会を行うタイミングで、上書きされます(日本年金機構にて保有している住所情報：居所住所 B 市→新住所 C 市)。

引き続き、居所登録を希望される場合は、住所変更届の様式を用いて紙媒体で、居所登録をしていただくようお願いします。

[\(目次に戻る\)](#)

2. A⑥ 海外赴任者が帰国し、新しくマイナンバーが付番された場合、住所登録の取扱いはどうなるのでしょうか？

(答) 海外赴任者が帰国し、新たにマイナンバーが付番された場合は、個人番号等登録届により、マイナンバーを登録いただくとともに、住所変更届により帰国後の住所を登録していただく必要があります。

[\(目次に戻る\)](#)

B. 氏名変更届関係

2. B① 日本年金機構から地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) への異動情報の照会は、どのようなタイミングで、どの程度の頻度、行われるのですか？

(答) 住所変更、氏名変更の届出省略にかかる地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) からの異動情報の取得は、月に1回実施することとしています。概ね、毎月上旬に日本年金機構から J-LIS に照会を行い、前月の照会時点から当月の照会時点までの間に更新された異動情報を取得することとしています。日本年金機構の社会保険オンラインシステム上の記録の更新については、取得した異動情報に基づき、毎月中旬から下旬にかけて処理を実施することとしています。

[\(目次に戻る\)](#)

2. B② 日本年金機構において、基礎年金番号とマイナンバーの紐付けがされている者については、氏名変更届、住所変更届は不要となりますが、このような者が健康保険について、協会けんぽに加入している場合、新しい氏名の保険証が新しい住所に自動的に送られてくるのでしょうか？

(答) これまでと同様、新しい保険証は事業主へお送りしますので、事業所からお受け取りください。

[\(目次に戻る\)](#)

2. B③ 上記②のような場合に、被扶養者も同時に氏名変更があった際には、新しい氏名の保険証が、新しい住所に送られてくるのでしょうか。

(答) 被扶養者の氏名変更届は、省略の対象外ですので、届出が必要となります。(住所変更は、保険証発行の契機になりません。)

[\(目次に戻る\)](#)

2. B④ 氏名変更届の省略は、資格取得時に個人番号を届出した被保険者のみに適用されるのでしょうか？基礎年金番号のみで届出したものについては、適用されないのでしょうか？

(答) 基礎年金番号とマイナンバーが紐付いている被保険者について、住所や氏名の変更届の省略が可能となります。したがって、必ずしも、資格取得時にマイナンバーを届出した被保険者のみに対して適用されるものではありません。

[\(目次に戻る\)](#)

C. 被扶養異動届関係

2. C① 配偶者以外の被扶養者（出生児等含む）の個人番号を空白で届出ること
は可能でしょうか？また、第3号被保険者に該当しない配偶者の場合、個人番号
ではなく、基礎年金番号を記入してもよいのでしょうか？

(答) マイナンバーが空白の場合でも、住民票等で被扶養者の情報の確認が可能な場合は、届書を返戻しません。

国民年金第3号被保険者に該当しない配偶者の場合、健康保険法施行規則第38条により、マイナンバーの記載が必要となります。

なお、医療保険者が健康保険組合の場合の取扱いについては、各健康保険組合へお問い合わせください。

[\(目次に戻る\)](#)

D. 個人番号変更届関係

2.D① 被保険者本人が提出する「個人番号変更届」とは、どのようなもので、どこからダウンロードできるのでしょうか？

(答) 個人番号が漏えいし、不正利用のおそれがある等の理由で個人番号を変更したときに、日本年金機構へ提出していただくものです。
以下の URL よりダウンロードください。

https://www.nenkin.go.jp/service/mynumber/yoshiki.files/m38_kojinbangouh_enkoutodoke.pdf

[\(目次に戻る\)](#)

2.D② 海外赴任者が帰国し、新しく個人番号が付番された場合、個人番号変更届により、基礎年金番号と個人番号の紐付けができるのでしょうか？

(答) 海外赴任者が帰国し、新たに個人番号が付番された場合は、「個人番号変更届」ではなく、「個人番号等登録届」により、個人番号を登録いただくことで、基礎年金番号と個人番号の紐付けが行えます。なお、帰国後の住所については、住所変更届により登録していただく必要があります。

[\(目次に戻る\)](#)

2.D③ 「個人番号変更届」を活用して、まず取得手続き等を行い、健康保険証を交付することを優先し、後日、個人番号を届出るといった取扱いは取れないのでしょうか？（特に配偶者以外の被扶養者について）

(答) 「個人番号変更届」は、被保険者の方が、何らかの理由により、ご自身の個人番号を変更された場合に、変更された事を日本年金機構にお知らせいただくための届書です。したがって、ご質問のような趣旨でご利用いただけません。

[\(目次に戻る\)](#)

2.D④ 「個人番号変更届」には、連記で、複数名を一回で登録する書式はありますか？「個人番号変更届」は電子申請可能ですか？

(答) 「個人番号変更届」をご利用になられるケースは稀と考えており、連記で登録する書式をご用意していません。また、電子申請対応については、可能とするよう検討しています。

[\(目次に戻る\)](#)

E. その他

2.E① GSV方式で複数名の資格取得届を提出した場合、その中の1人が、もし個人番号不備等で要確認となった際には、他の全員分の取得手続きが止まってしまうのでしょうか？

(答) 電子申請（GSV方式）で申請された場合は、個別の被保険者毎に返戻することが可能であり、電子媒体で申請された場合においても、個別の被保険者毎に返戻が可能です。なお、紙媒体で申請された場合は、今までどおり1枚単位での返戻となります。

[\(目次に戻る\)](#)

2.E② 第3号被保険者の本人確認について、事業主が厚生年金被保険者に委託しているか否かは、どのようにして判断されるのでしょうか？「配偶者に委任します」欄のチェックが入っていないことを見て、判断するのでしょうか？

(答) 3号被保険者関係届の「配偶者に委任します」欄のチェックについては、3号被保険者が事業主への提出を配偶者（厚生年金の被保険者）に委任する場合に、委任状の代わりとして使用するものです。その場合、番号法上の本人確認は、事業主が行うこととなります。また、事業主が本人確認の事務を従業員である配偶者（厚生年金の被保険者）に委託する場合は、委任状は必要ありませんので、チェックは不要となります。

配偶者への委任の確認は、本人確認を行う事業主にて行っていただくものであるため、日本年金機構では、特段、審査を行っておりません。

[\(目次に戻る\)](#)

2.E③ 届書作成プログラムの画面では、「健康保険被扶養者（異動）届（国民年金第3号被保険者関係届）」において、紙の様式にはある、①「届書記入の個人番号（基礎年金番号）に誤りがないことを確認しました。」、②「※第3号被保険者関係届の提出は配偶者（第2号被保険者に委任します口」、という記載がありません。理由は何故でしょうか？

（答） 届書作成プログラムについては、事業主又は社会保険労務士の方が入力するものであるため、第3号被保険者自らが入力していただくことを想定していません。したがって、委任状を兼ねる様式とする必要性がないため、ご質問の①及び②の欄を設けておりません。

[（目次に戻る）](#)

2.E④ 被保険者や、第3号被保険者である配偶者は、個人番号記載により、氏名変更届等が省略となるのに対して、それ以外の配偶者や、子や親、障害者である被扶養者については、マイナンバーを記載していても、氏名変更届等が省略とならないのは何故でしょうか？

（答） 日本年金機構では、基礎年金番号とマイナンバーを紐付けることによって、マイナンバーに基づく届出省略を実施しています。健康保険の被扶養者や70歳以上の健康保険のみの被保険者等については、基礎年金番号による管理を行っていないため、届出省略の対象外となっています。なお、被扶養者のマイナンバーについては、健康保険法施行規則上、届出事項となっているため、被扶養者異動届等に記載をお願いしております。

[（目次に戻る）](#)

2.E⑤ 協会けんぽでは、個人番号による連携（住所変更や氏名変更情報の更新）がなされていないのでしょうか？

（答） 健保厚年又は船保厚年の被保険者であれば、氏名変更、住所変更届の省略の対象となり、日本年金機構がJ-LISに異動情報を照会し、得た異動情報に基づき、日本年金機構にて、氏名、住所情報を変更します。変更された情報は、協会けんぽに提供することとしています。

[（目次に戻る）](#)

2.E⑥ 個人番号は記載必須事項でしょうか？

(答) 法令上、「個人番号又は基礎年金番号」と規定していますが、原則、個人番号で届出をしていただくよう、お願いします。

[\(目次に戻る\)](#)

2.E⑦ 個人番号を記載することによって、省略できる事項、省略できる書類はなんでしょうか？

(答) マイナンバーを記載いただくことで、基礎年金番号と個人番号の紐付けが進み、その結果、住所変更届、氏名変更届を省略することが可能となります。

また、日本年金機構にてマイナンバーを利用した情報提供ネットワークによる情報連携により、住民票や所得証明書の添付書類が省略可能となっています。年金給付関係等の事務手続きについては令和元年7月1日より添付書類の省略等ができるようになっており、国民年金関係等の一部の事務手続きについては令和元年10月30日より市区町村等における所得等の確認が不要となっています。

情報連携の対象となる手続きや添付が省略できる書類については、以下の URL をご確認ください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/mynumber/1224.files/09.pdf>

今後、身分関係を確認するための戸籍謄(抄)本についても一部省略できるよう準備を進めています。

[\(目次に戻る\)](#)